

## 伊賀市災害見舞金制度



地震や豪雨、洪水などの自然災害により、住家に被害を受けた人や、亡くなった人のご遺族に災害見舞金を支給します。



### 【支給額】

- 住家が全壊した場合  
1世帯 100,000円
  - 住家が半壊した場合  
1世帯 50,000円
  - 住家が床上浸水した場合  
1世帯 20,000円
  - 災害で死亡した場合  
1人につき 100,000円  
(被災程度の認定は、災害救助法の取り扱いに倣います。)
- ※次の場合、見舞金は支給されません。
- 災害救助法の適用を受けたとき
  - 被災者生活再建支援法に規定する支援金を受給したとき
  - 伊賀市災害弔慰金または伊賀市災害障害見舞金の支給、または災害援護資金の貸付を受けたとき
  - 故意または重大な過失により被災したと認められるとき

### 【申請方法】

総合危機管理課へ伊賀市災害見舞金支給申請書を提出してください。申請書を受付後、被害の程度を判定し、支給金額を決定します。詳しくはお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

医療福祉政策課  
☎ 26-3940 FAX 22-9673

## 不動産無料相談所・ 不動産弁護士無料相談会



不動産無料相談所と不動産弁護士無料相談を開催しますので、宅地建物取引のことでお悩みの方はご相談ください。どちらも事前予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 【予約先・問い合わせ】

三重県宅地建物取引業協会  
伊賀支部  
☎ 63-6716 FAX 64-2142

## 新型コロナウイルス感染症に 関する人権への配慮のお願い



新型コロナウイルス感染症についてSNSなどインターネット上における人権侵害が発生しています。

患者個人の特定につながる内容の掲載や誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、風評被害につながるような情報の拡散は人権侵害にあたります。

また、感染した人やその家族、治療にあっている医療関係者、外国から帰国した人、日本に居住する外国人の人に対する不当な差別、偏見、いじめも決して許されるものではありません。

不確かな情報に惑わされることなく、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

### 【問い合わせ】

人権政策課  
☎ 22-9683 FAX 22-9684

## インキュベーション室 入居者募集



ゆめテクノ伊賀には、伊賀地域の産業振興に寄与する新たな事業の創出をめざす人を支援するための施設を設けています。入居者は、インキュベーション室を所在地として法人登記ができるほか、各種専門家の助言が受けられるなどのサービスがあります。

### 【ところ】

産学官連携地域産業創造センター  
「ゆめテクノ伊賀」  
2階インキュベーション室  
(ゆめが丘一丁目3番地の3)

【対象者】 新たに創業する人または創業後3年以内の人

### 【料金】

月額 13,620円～38,770円  
(部屋の大きさにより金額が異なります。)

※入居開始時に3カ月分の料金預託。また、電話、インターネットの回線利用料は入居者負担。

### 【申込方法】

電話で下記まで。電話の際に施設概要や申込資料、入居審査などについて説明します。

### 【申込先・問い合わせ】

ゆめテクノ伊賀  
☎ 41-1061 FAX 41-1062

## 教科用図書展示



### 【とき】

6月12日(金)～7月1日(水)  
午前9時～午後5時30分  
※土・日曜日を除く。

【ところ】 教育研究センター

### 【問い合わせ】

- 学校教育課  
☎ 22-9649 FAX 22-9667
- 教育研究センター  
☎ 21-8839

## 法テラス法律相談会



### 【とき】

6月17日(水) 午後1時～4時  
【ところ】 本庁舎 2階相談室3

【定員】 先着6人

【申込方法】 電話で下記まで。

### 【申込期限】

6月16日(火) 午後5時  
※次回の開催は8月19日(水)です。

### 【申込先・問い合わせ】

日本司法支援センター  
三重地方事務所(法テラス)  
☎ 050-3383-5470

## お詫びと訂正



広報いがが5月号14ページに掲載した「会計年度任用職員の募集」の中で、市民病院看護師の基本日額に誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤) 10,118円  
正) 11,079円

### 【問い合わせ】 人事課

☎ 22-9605 FAX 22-9742

## お薬手帳を1冊に まとめましょう

飲んでいる薬や治療歴の管理ができて安心

複数のお薬手帳を持っている人は、1冊にまとめて適切な管理を行いましょう。

### 【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

※申し込みの記載がないものは申し込み不要です。

### 男女共同参画ネットワーク 会議新規会員募集



男女が共にその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画ネットワーク会議（愛称：いきいきネット）を設置しています。今回、新たに会員を募集します。

#### 【対象者】

男女共同参画推進に賛同していただける市内で活動中の団体・サークル・個人

※営利を目的としないこと

【活動内容】 男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが」の開催や会員相互の交流・研修など

【申込方法】 市ホームページまたは男女共同参画センターにある申込書に必要事項を記入の上、下記まで。

#### 【申込先・問い合わせ】

男女共同参画センター

☎ 22-9632 FAX 22-9666

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

### 6月1日は「景観の日」



国では、良好な景観形成に関する国民の意識啓発のために6月1日を「景観の日」と定めています。

市では、伊賀市景観計画を策定し、伊賀市に愛着と誇りを持ってもらえるよう、運用しています。

計画では、一定規模以上の建築行為を行う場合は、色彩や形態などに制限があり、届出が必要となります。なかでも、伊賀上野城下町地域の一部は重点区域に指定しており、より厳しい制限があります。重点区域で建築行為を行う場合は、事前に都市計画課までご相談ください。

#### 【問い合わせ】

都市計画課

☎ 22-9731 FAX 22-9734

#### ご意見をお聞かせください

広報いが・行政情報番組（ウィークリー伊賀市・文字放送）について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

✉ kouchoujouhou@city.iga.lg.jp

### 野外焼却はやめましょう



廃棄物の野外焼却は、法律により一部の例外を除いて禁止されています。地面に掘った穴やドラム缶での焼却なども野外焼却です。法律に違反した場合、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方に処せられます。

住宅密集地では、野外焼却がさまざまな苦情の原因となります。畑や庭から出た草木は、堆肥にする、乾燥させて可燃ごみに出すなど、焼却以外の方法で処分しましょう。

#### 【野外焼却の例外】

- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - たき火など、日常生活の軽微な焼却
- ※例外となる場合でも、近隣の迷惑とならないように最小限にとどめてください。

#### 【問い合わせ】 環境政策課

☎ 20-9105 FAX 20-9107

### 間伐で森林を守ろう



市内の森林の適正管理を推進し、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐を行う森林所有者などに、間伐本数に応じて補助金を交付します。



#### 【補助金額】（1本当たり）

○林齢がおおむね26年生～35年生  
搬出間伐：202円  
切捨て間伐：126円

○林齢が36年生～おおむね60年生  
搬出間伐：365円  
切捨て間伐：180円

※交付条件など、詳しくはお問い合わせください。

【申請方法】 農林振興課・各支所振興課（上野支所を除く。）・伊賀森林組合にある申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参。

【申請期限】 6月30日（火）

#### 【申請先・問い合わせ】

農林振興課

☎ 22-9712 FAX 22-9715

### 義援金 受け入れ状況



#### 【義援金総額】 ※4月末現在

- 東日本大震災 64,620,329円
- 熊本地震災害 623,344円
- 平成29年7月5日からの大雨災害 49,195円
- バングラデシュ南部避難民 53,026円
- 平成30年7月豪雨災害 289,824円
- 令和元年8月豪雨災害 20,413円
- 令和元年台風第15号千葉県災害 121,452円
- 令和元年台風第19号災害 143,011円

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。

#### 【義援金箱の設置場所】

- 本庁舎1階ロビー
- 各支所（上野支所を除く。）

#### 【問い合わせ】

医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

### 阿山第2運動公園の 一時利用停止



阿山第2運動公園は、災害復旧工事のため、6月1日（月）から令和3年1月31日（日）まで利用できません。※状況により工期が変更になることがあります。

#### 【問い合わせ】

スポーツ振興課

☎ 22-9635 FAX 22-9694

#### ＼27ページの答え／

#### ②秋の台風で倒壊

『公室年譜略』・『高山公実録』などの藤堂家の古書に、慶長17年（1612）9月2日、当地を襲った大風雨に建造中の天守閣が倒壊したと伝えています。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋